

[事案 2021-66] 入院給付金支払請求

・令和4年2月25日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

狭心症の手術のため、12月に4日間（入院①）、翌年1月に4日間（入院②）の計8日間入院したことから、平成元年10月に契約した終身保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、支払対象は5日以上入院であるとして、いずれの入院も支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)入院①と入院②の間が30日を超えていたため別の入院とされたが、入院と再入院との間
が30日以内であれば、1回の入院として取り扱われるという内規があることについて説明
を受けていない。
- (2)本契約の約款で規定する「転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを
認めたときは、継続した1回の入院とみなす」の「会社がこれを認めたとき」は、「転入院
または再入院を証する書類がある」と解釈すべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の約款の支払条項の趣旨は、社会通念上、継続した入院と判断できるものを1回の
入院とみなして、支払対象外となる入院を救済しようとするものであるが、その内容を個
別に判断すると、円滑で迅速な支払いができなくなり、被保険者間の公平・平等を害する。
そこで、当初の入院と転入院または再入院までの間隔が30日以内であれば同一入院とす
るという客観的基準の内規を設けており、これは合理的かつ妥当である。
- (2)申立人の主張(2)のように解釈すると、支払対象を5日以上入院とする本契約の内容を
変容させることとなり、前後の支払条項の適用場面について、バランスを失する場面が生
じる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容等を把握
するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院が約款所定の入院に該当するとは認められず、その他保険会社に指
摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、
手続を終了した。